

平成28年11月11日
監 査 部

監査ガイドラインの改定について

平成28年10月1日付の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正を受け、監査ガイドラインを一部改定し、第3版として、協会ホームページに掲載しました。主な改定箇所やホームページの掲載場所は次のとおりです。

【主な改定箇所】

IV. 実地監査マニュアル

「B. 検証基準」

- 【 3-2 】 疑わしい取引の届出
- 【 4-2 】 個人信用情報の提供等
- 【 11-2 】 取引時確認

「B. 検証基準《別表》」

【別表3】、【別表4】

「別冊チェックリスト 主な着眼点」

- 3. 反社会的勢力による被害の防止（疑わしい取引の届出を含む）
- 1 1. 過剰貸付けの防止（取引時確認を含む）

【掲載場所】協会ホームページTOP ≫ 協会について ≫ 業務内容：監査ガイドライン

下記の監査ガイドラインのページよりPDFをダウンロードできます。

<http://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 監査部

Tel : 03-5739-3015 (9 : 30~17 : 30)